

会 議 記 録				
会議の名称	平和人権対策特別委員会		会議場所	第1委員会室
			担当職員	山崎 浩久
日時	平成24年7月27日(金曜日)		開議	午前 10時 00分
			閉議	午後 0時 16分
出席委員	酒井 ○齊藤 並河 中澤 石野			
執行機関出席者	なし			
事務局出席者	山崎			
傍聴	可・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名()

会 議 の 概 要

1 開議

酒井委員長 あいさつ

2 日程説明

事務局 説明

3 所管事項調査及び今後の取り組みについて

○本市におけるインターネットによる人権侵害について

<酒井委員長>

本市におけるインターネット犯罪の解決すべき具体的な課題ということで、2ヶ月ほど調査期間があったが、中澤委員より別紙資料を提出いただいた。説明をお願いしたい。

<中澤委員>

資料は委員長の指示により提出した。日頃からインターネットについて感じている一般論を中心に記載した。見ていただけたらわかる内容である。

<酒井委員長>

テーマが決まった時、難しいテーマであると感じた。また、私なりに調査したが、国で対処されているところも多くある。具体的対策、方向性を決めていくのは非常に難しいという印象を持った。ペーパーに出されていないが、2ヶ月調査いただいて感じたところはないか。

<齊藤副委員長>

市民のある方から、東京で働いている子供が、「亀岡市は一体どうなっているのか。インターネット上の書き込みにより周りからもいろいろ言われる。」と言っている

という話を聞いた。そこで、その経過説明はしたが、想像でインターネットに書き込みをされるケースがある。そこでインターネットは怖いなと感じた。そこでテーマとして選んだが、本市でネットの規制に取り組むには、難しいと感じた。ただ、インターネットにおける人権侵害はあったと認識いただきたい。

< 酒井委員長 >

今後、本委員会で本市におけるインターネットによる人権侵害について取り組むには難しいテーマと考えるが。

< 中澤委員 >

先ほど、国が取り組んでいると言われたが、今、あまり多くはないが、インターネットによる人権侵害について法の整備を促す意見書も徐々に出されている。各市町村から国へ意見書を提出することが大切である。本市も同和問題解決等に取り組んで来たが、インターネットが出てきたばかりに、われわれが想像できない問題も出てきた。情報教育の中に人権教育も確立するシステムを考えていかなければならない。今の人権侵害の実態を把握すべきである。主管課はこの問題をどうするという考えがあまりないように感じられるが、それでは困る。主管課に取り組む方向を求めていけるようにしていきたい。これは国のやることであるという問題ではない。

< 並河委員 >

インターネットに事実に基づかないことや人権侵害になるようなことを書き込むことは慎むべきであるということが私にできることである。

< 酒井委員長 >

国がやることであるので市議会でやらないということではない。インターネットは地域を超えて広範なので、今回の交通事故に関する書き込みも亀岡市民というより全国から書き込みをされているので亀岡市だけの問題ではなかった。国では各省庁で相談窓口があったり、どういうふうにインターネットを利用するかというガイドラインもある。国がやっていること以外でプラスして亀岡市独自でやるべきことがあればすべきである。それが今見いだせないのであれば、取り組みにくいかもしれない。具体的には意見書や、所管課に具体的な対応策を提案できればよいとの意見をいただいたが、亀岡市・京都府・国で取り組んでいることをすべて調査した上で議論していかなければならない。以上を踏まえたうえでご意見があればお願いをする。

< 石野委員 >

亀岡市の中で、インターネットの普及率を調査しては。

< 酒井委員長 >

亀岡市に限ったネット利用率ではない。ネット利用率はパソコンだけではない。高校生はパソコンを使わずに携帯電話やスマートフォンを使っている。全国的なネット利用率を調べれば、亀岡市がそれとかい離しているとは考えられない。亀岡市でのネット利用率を調査し、その後どう審査するのかという方向性まで決めた上で調査をかけていかなくてはいいけない。展望等はどうか。

< 中澤委員 >

この問題の研究はされている。インターネットを見ていても人権問題解決に必要な具体の取り組みも出ている。これは全国共通のものになると考える。やるべき解決策もある程度明確になっている。されど、この問題に対する市町村の実態把握も含めて、検討不十分な状況であるのも間違いない。また、具体的に取り組んでいるところはあまりない。その点はどうかということや、あるいは情報教育のなかに人権教育をきちんと行うというシステムはあるかと言えば不十分であると考え。さらに、情報教育の中で、インターネットを使える人と使えない人の格差もテーマとして上がってきている。問題の整理は難しいが、ここで調査をやめるのはどうかと考える。

< 酒井委員長 >

情報教育ということでは、学校で情報モラルについての授業があり、その中で対処されていると把握している。なぜ、自分の市町村だけに限ったの実態把握が難しいのかということも考えてみなければならない。難しいから取り組まないというのではなく、独自にできることがあって、方向性を見出した上で取り組んでいかなければならない。亀岡市で独自に取り組むのは意見書を国にあげることや主管課への提言ではないかと考える。

< 中澤委員 >

そこに至るまでには、今まで出たような問題も確認していかなければならない。情報モラルについても、単なる学習指導要領の範疇であったのか、どのレベルでやっているのかわからない。私はインターネット上で、具体的にどういう問題が起こっているのかについて専門家に話を聞いたり、主管課にある程度、意識を持たせたりしてはどうかと考える。また、この問題をもっと絞り込むことが必要である。

< 並河委員 >

本市に市民相談の担当部署がある。インターネットに人権侵害の相談が寄せられているのについて、主管課がつかんでいる情報を説明していただいてはどうか。こどもの非行でもインターネットがかかわっていることは多い。そういう具体的な事例があれば議論がしやすい。

< 酒井委員長 >

本市における具体的な課題ということであるので、市民からの相談がよせられているかということところは、「本市における人権侵害」というところにあてはまると考える。本件をテーマとして取り上げることを決めるのにもう少し調査が必要であると考えがどうか。どんな課題があって、主管課がどういう取り組みをしているかということを知りたいと難しいのでは。

< 中澤委員 >

主管課が現状をどのように捉まえているのか確認すべき。専門家の話を聞いてからでも構わないので、インターネットの持っている人権問題の現実を把握しないといけないのではないかと考える。

< 酒井委員長 >

本来は、委員会で具体的な課題は何かについて、探してから取り組むべきであるが、主管課に亀岡市における具体的な課題があって、何か取り組んでいるのかを聞くこととする。

(全員了承)

< 石野委員 >

亀岡の現状について、インターネットに限らず、携帯電話における「いじめ」という問題も、テーマに取り上げてはどうか。

< 中澤委員 >

今、大津市の問題も出ている。それもこのような問題がからんでいるのではないかな。

< 事務局 >

学校のいじめの問題については、総務文教常任委員会で取り組んでいる内容であり、本特別委員会で取り上げるならテーマが重複するのではないかと考える。整理をお願いします。

< 酒井委員長 >

インターネットにおける人権侵害を取り上げるのかどうかについては保留のまま、現状を聞きたいということで整理したい。そして、今後の取り組みの中でインターネット犯罪について取り組むのが常任委員会のかかわりの中でどうかということについて、特別委員会のあり方について今後協議ができたかと考える。

また、すべての特別委員会について、そのあり方について、12月議会までに結論を出すということになっている。特別委員会についての資料を事務局に準備させたのでご一読をお願いします。

(各委員別紙資料を熟読)

< 酒井委員長 >

特別委員会とは特定の事件について設置する臨時的な合議制の機関で特定の事件の審査・調査を行う会議体である。以前は常任委員会の設置数が地方自治法で定められ、委員も1つしか所属ができず、便宜的に特別委員会を常任委員会化して平和人権対策特別委員会のように大きなテーマで重要なことを付託するというようなことがあったが、現在は平成12年と平成18年の地方自治法の改正により常任委員会を複数所属できるようになった。また、設置数の制限もなくなったので、現在のようなイレギュラーな特別委員会の運用はかえって常任委員会の働きを阻害するような弊害が目立ってきたということが資料から読み取れる。従って、全国的に特別委員会を整理していこうという動きがあり、亀岡市議会でも12月までにこの資料の中にあるように条件に合わない特別委員会は整理されていく方向になると考える。この平和人権対策特別委員会もこの要件で言うと整理される特別委員会となる。しかし、インターネットにおける人権侵害については、12月までに間があるので、しっかり取り組んでいけば、一定の結果が出せると考える。ただ、本格的に本特別委員会で取り組むとなれば総務文教常任委員会の所管と重なってしまい、

常任委員会では審議できなくなるので、その場合は、課題や取り組みを聞いただけで、結局は総務文教常任委員会にお返しすることになってしまうかもしれない。ただ、次は、インターネットにおける人権侵害について、本市における課題と具体的な取り組みについて担当課から説明を受け、委員間で協議をしたい。

< 中澤委員 >

平和人権特別委員会については、具体のテーマがあってというのではなく、非常に大切な分野なので、常任委員会とは切り離して議論すべきと考える。常任委員会とは視点を変えた取り組みの中で、幅広く議論していくことに意義がある。本委員会には歴史があり、軽々しく無くすべきではないと考える。慎重に協議すべきである。また、天川で新しくセンターができるが、どういうものができるのかは明確でない。同和問題の進め方として、市長部局と教育委員会が役割分担しているが、見直しが必要であるという意見が出ている。また、隣保館の問題も整理できていない。これらが総務文教常任委員会の中で踏み込んでどこまでできるか不明である。

< 酒井委員長 >

平和人権は非常に大切なテーマであり、恒久的に取り組んでいくべきであると考え。ただ、本委員会は、次のテーマをどうしようというのが現状である。平和人権を軽んじているのではなく、もう少しテーマを特化して設置しなおしてもいいのではと考える。例えば天川文化センターのあり方等、具体的なテーマとしてはどうか。現在の平和人権対策というのはあまりにも枠が大きすぎる。また、総務文教常任委員会で審査できることを、本特別委員会で審議してしまうと、総務文教常任委員会で審査できなくなる。さらに、全国的な特別委員会の設置についての流れの中で考えると、このままでいくと12月の特別委員会の整理の際に指摘されるのは必須であると考えている。たとえば、平和人権を常任委員会化するのであればそれはそれでよいと考える。

< 並河委員 >

総務文教常任委員会の中では、なかなか平和人権対策特別委員会で審議しているような踏む込んだ議論はできないと考える。本特別委員会は無くすよりは必要に応じて開催するために置いておいたほうがよい。

< 酒井委員長 >

特別委員会は置いておいたほうがよいというのではなく、必要な時に設置すべきものである。本来の運用により設置すべきものとする。

< 中澤委員 >

一般的な本来の運用よりも、実態に即すべきである。

< 齊藤副委員長 >

資料は原則として記載されている、必ずというものではない。個人的な意見であるが、長年続いている特別委員会であるので、本特別委員会の意思だけで閉鎖するのはどうかと考える。従って、仮に議会運営委員会で指摘され、議会運営委員会の総意であれば閉鎖をしてもよいと考える。

< 石野委員 >

亀岡の場合は様々な課題がある。早々に閉鎖すべきでないを考える。

< 酒井委員長 >

今、出てきた意見は、気持ちの部分なので、それが委員会を残すことができる根拠になるかは別であるを考える。

4 その他

○ 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会第28回大会への参加について
齊藤副委員長に決定

○ 次回日程

執行部の日程調整もあり、10月2日(火)・3日(水)のどちらかとし、決定後各委員に連絡する。

5 閉議

散会 12:16